



STANDARD

2025 年 10 月 15 日

各位

会社名 株式会社F Cホールディングス
代表者名 代表取締役社長 福島 宏治
(コード：6542、スタンダード)
問合せ先 取締役管理統括室長 松田 治久
(TEL. 092-412-8300)

**TCB - 14 株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果並びに
親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ**

TCB - 14 株式会社（以下「公開買付者」といいます。）が 2025 年 8 月 7 日より実施しておりました当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が、2025 年 10 月 14 日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本公開買付けの結果、2025 年 10 月 21 日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、下記のとおり、当社の親会社及び主要株主である筆頭株主の異動が生じる見込みとなりましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 本公開買付けの結果について

当社は、本日、公開買付者より、添付資料「株式会社F Cホールディングス（証券コード：6542）の普通株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けの結果について報告を受けました。

なお、本公開買付けに応募された当社株式の数の合計が買付予定数の下限（4,266,000 株）以上となりましたので、本公開買付けは成立しております。

2. 親会社及び主要株主である筆頭株主の異動について

(1) 異動予定年月日

2025 年 10 月 21 日（本公開買付けの決済の開始日）

(2) 異動が生じる経緯

当社は、本日、公開買付者より、本公開買付けの結果について、応募された当社株式の総数が 5,671,029 株となり、買付予定数の下限（4,266,000 株）以上となったことから、本公開買付けが成立し、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。

この結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、2025 年 10 月 21 日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、当社の総株主の議決権の数に対する公開買付者の所有する議決権の数の割合が 50%超となるため、公開買付者は、新たに当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなります。

(3) 異動する株主の概要

① 新たに親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主の概要

(1)	名 称	T C B - 1 4 株式会社
(2)	所 在 地	東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 小森 一孝
(4)	事 業 内 容	株式保有による事業会社の事業活動の支配管理
(5)	資 本 金	25,000 円 (2025 年 8 月 6 日現在)
(6)	設 立 年 月 日	2025 年 7 月 3 日
(7)	大株主及び持株比率	T Capital VI 投資事業有限責任組合 100.00%
(8)	上場会社と公開買付者の関係	
	資 本 関 係	該当事項はありません
	人 的 関 係	該当事項はありません
	取 引 関 係	該当事項はありません
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません

(4) 異動前後における異動する株主の所有する議決権の数及び議決権所有割合

① T C B - 1 4 株式会社

	属性	議決権の数 (議決権所有割合 (注)、所有株式数)			大株主 順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	—	—	—	—	—
異動後	親会社及び主要株主 である筆頭株主	56,710 個 (84.31%) (5,671,029 株)	—	56,710 個 (84.31%) (5,671,029 株)	第 1 位

(注)「議決権所有割合」は、当社が 2025 年 9 月 26 日に提出した第 9 期有価証券報告書に記載された 2025 年 6 月 30 日現在の当社の発行済株式総数 (6,769,483 株) から、同日現在の当社が所有する自己株式数 (42,853 株) を控除した株式数 (6,726,630 株) に係る議決権の数 (67,266 個) に対する割合 (小数点以下第三位を四捨五入) をいいます。

(5) 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

本公開買付けの結果、公開買付者は、当社の非上場の親会社等として開示対象となります。

3. 今後の見通し

上記「2. 親会社及び主要株主である筆頭株主の異動について」の「(2) 異動が生じる経緯」に記載のとおり、本公開買付けにおいて当社株式 5,671,029 株の応募があったものの、公開買付者は、本公開買付けにより、当社株式の全て (当社が所有する自己株式を除きます。) を取得できなかったことから、当社が 2025 年 8 月 6 日に公表した「T C B - 1 4 株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針 (いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の一連の手続を実施する予定としているとのことです。

当該手続の実施により、当社株式は、株式会社東京証券取引所 (以下「東京証券取引所」といいます。) の上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる予定です。なお、上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできなくなります。今後の具体的な手続及び実施時期等については、公開買付者と協議の上、決定次第、速やかに公表する予定です。

以上

(添付書類)

2025 年 10 月 15 日付「株式会社 F C ホールディングス（証券コード：6542）の普通株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

2025 年 10 月 15 日

各 位

会 社 名 T C B - 1 4 株式会社
 代表者名 代表取締役 小森 一孝

**株式会社F Cホールディングス（証券コード：6542）の普通株式に対する
公開買付けの結果に関するお知らせ**

T C B - 1 4 株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2025 年 8 月 6 日、株式会社F Cホールディングス（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場、コード番号：6542、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2025 年 8 月 7 日より本公開買付けを実施していましたが、本公開買付けが 2025 年 10 月 14 日をもって終了いたしましたので、その結果について下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

（1）公開買付者の名称及び所在地

T C B - 1 4 株式会社
 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号

（2）対象者の名称

株式会社F Cホールディングス

（3）買付け等に係る株券等の種類

普通株式

（4）買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	6, 726, 630（株）	4, 266, 000（株）	—（株）
合計	6, 726, 630（株）	4, 266, 000（株）	—（株）

（注 1）本公開買付けに応じて応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（4, 266, 000 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（注 2）単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

（注 3）本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

（注 4）本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開

買付けにおいて公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数（6,726,630 株）を記載しております。なお、当該最大数は、対象者が 2025 年 8 月 6 日に公表した 2025 年 6 月期 決算短信〔日本基準〕（連結）に記載された 2025 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数（6,769,483 株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（42,853 株）を控除した株式数（6,726,630 株）になります。

（５）買付け等の期間

① 買付け等の期間

2025 年 8 月 7 日（木曜日）から 2025 年 10 月 14 日（火曜日）まで（45 営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

（６）買付け等の価格

普通株式 1 株につき、1,420 円

２．買付け等の結果

（１）公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限（4,266,000 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数（5,671,029 株）が買付予定数の下限（4,266,000 株）以上となりましたので、本公開買付けに係る公開買付開始公告（その後の公開買付条件等の変更の公告により訂正された事項を含みます。以下同じです。）及び公開買付届出書（その後提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（２）公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。）第 30 条の 2 に規定する方法により、2025 年 10 月 15 日に、東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

（３）買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株 券	5,671,029 (株)	5,671,029 (株)
新 株 予 約 権 証 券	—	—
新 株 予 約 権 付 社 債 券	—	—
株 券 等 信 託 受 益 証 券 ()	—	—
株 券 等 預 託 証 券 ()	—	—
合 計	5,671,029	5,671,029
(潜在株券等の数の合計)	(—)	(—)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 一%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 一%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	56,710 個	(買付け等後における株券等所有割合 84.31%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合 一%)
対象者の総株主等の議決権の数	66,508 個	

(注1)「対象者の総株主等の議決権の数」は対象者が2025年9月26日に提出した第9期有価証券報告書に記載された2025年6月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、本公開買付けにおいては単元未満株式も買付け等の対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、上記第9期有価証券報告書に記載された2025年6月30日現在の対象者の発行済株式総数(6,769,483株)から同日現在の対象者の所有する自己株式数(42,853株)を控除した株式数(6,726,630株)に係る議決権の数(67,266個)を分母として計算しております。

(注2)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はございません。

(6) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号

- ② 決済の開始日
2025年10月21日(火曜日)

- ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされた方(以下「応募株主等」といいます。)(外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等(法人株主等を含みます。))の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は本公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等及び今後の見通しについては、本公開買付けに係る公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載した内容から変更はありません。

なお、本公開買付けの結果を受け、公開買付者は、対象者の株主を公開買付者のみとするための一連の手段を実施することを予定しております。

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場していますが、当該手段が実行さ

れた場合には、東京証券取引所の上場廃止基準に従って、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。今後の手続につきましては、公開買付者が対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

TCB - 14株式会社	東京都千代田区大手町一丁目1番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

以 上